

真岡市休日夜間急患診療所電子カルテシステム導入業務委託仕様書

1. 業務名

真岡市休日夜間急患診療所電子カルテシステム導入業務

2. 目的

真岡市休日夜間急患診療所（以下、急患診療所）では、日医標準レセプトソフトORCAを利用しており、診療には紙カルテを使用して診察している。電子カルテを新たに導入することにより、急患診療所における診療業務や窓口会計業務の効率化を図り、医療スタッフの負担軽減や患者サービスの向上、紙媒体の削減などを旨とするものである。

3. 急患診療所の概要・基本情報

(1) 概要

診療日	診療時間	診療科目	診療体制
平日 夜間	18：30～21：30	内科・小児科	医師 1名 看護師 1名 医療事務 1名
休日 昼間	9：00～12：00 13：00～17：00	内科・小児科	医師 1名 看護師 2名 医療事務 2名
休日 夜間	18：00～21：00	内科・小児科	医師 1名 看護師 1名 医療事務 1名

- ・ 平日：月曜～土曜日
- ・ 休日：日・祝日、12/29～1/3
- ・ 12/29～1/3 昼間の診療体制は、医師2名、看護師3名、医療事務3名

(2) 人員

スタッフ	体制	人数
医師 (内科・小児科)	・ 交代制 ・ 地元の病院及び診療所の医師 ・ 自治医科大学、獨協医科大学の医師など ・ 医師により出務頻度は異なる (週に数回、月に1, 2回、数カ月に1回など)	30名(※)
看護師	真岡市会計年度任用職員	7名
医療事務員	真岡市会計年度任用職員	7名
日勤事務員	真岡市会計年度任用職員	1名

※ 過去の出務者を含めたシステムへの登録医師は70名程度

(3) その他

患者数	・ 令和5年度 5,122 人 ・ 令和6年度 4,629 人
内訳	・ 令和5年度 小児 1,942 人 内科 3,180 人 ・ 令和6年度 小児 1,394 人 内科 3,229 人
1日当たりの平均患者数	・ 令和5年度 平日 6 人 休日 47 人 ・ 令和6年度 平日 5 人 休日 50 人
1日当たりの最大患者数	・ 令和4年度 88 人（令和5年1月3日） ・ 令和5年度 104 人（令和6年1月2日） ・ 令和6年度 175 人（令和7年1月5日）
診療体制・設備	・ 夜間や休日において初期救急を行う。応急的な診療のため、患者はほぼ初診で、継続的な治療は行っていない。 ・ レントゲン等の検査機器がないため、詳細な検査が必要な患者は、芳賀赤十字病院等の2次救急医療機関を紹介するか、翌日以降、かかりつけ医等の受診を案内している。
可能な検査	・ 抗原定性検査（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ）
薬の処方	・ 院外処方（処方箋を発行）

4. 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

5. 導入場所

真岡市休日夜間急患診療所（栃木県真岡市中萩二丁目10番地2）

6. 納入物品

ORCA連動型電子カルテシステム 一式

7. 仕様

詳細仕様については、要件対応表（様式3）を参照し、対応状況を記入して提出すること。

(1) 方式

クラウド型電子カルテであること。

(2) 電子カルテ3原則遵守への対応していること。

電子カルテシステムは、真正性、見読性、保存性を保証するシステムとすること。

(3) 関係法令・ガイドラインの遵守

最新の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等に準拠するシステムとすること。

(4) 標準化

業界標準を目指したシステムとし、データ交換に関する標準化技術や標準マスター等を採用した最先端かつ標準的なシステム、具体的には、HL7 FHIR規格に準拠したものであること。

電子カルテ情報共有サービスに対応できるシステムであること。

(5) プログラムのバージョンアップ

導入する電子カルテは、バージョンアップや機能追加をできる仕組み等を有し、法改正等に伴う機能修正・追加等を行えるようにすること

8. 業務委託内容

(1) 設定

電子カルテシステムを使用するためのPCやプリンター、その他機器の設定、セットアップ

(2) 出力帳票の設定作業

カルテ情報から作成する診断書や診療情報提供書等の帳票について、別紙 サンプル帳票を例にテンプレートの設定を行うこと。設定する帳票の種類は、以下のとおりとし、様式（レイアウト）は任意とするが、契約後必要に応じて、市と協議のうえでレイアウト等を設計すること。

サンプルNo.	帳票名	用紙サイズ	様式	様式変更の可否
1	診断書	A 4	任意	○
2	診療情報提供書（紹介状）	A 4	任意	○

(3) システムの運用サポート

設置した電子カルテシステムについてシステムテストを行い、正常に動作することを示し、本市職員の承諾を得たうえで引き渡すこと。

(4) 操作説明及び研修

- ① システム設置前に操作マニュアルを提出すること。操作マニュアルは、極力専門用語を用いず、誰でも分かりやすいものとする。
- ② マニュアル提出後、診療所職員を対象として操作研修を実施すること。研修を実施するために必要な端末及びソフトウェア等のシステム環境は受託者が手配し、実施会場は市が手配する。
- ③ 研修は、現地会場での立会形式、もしくはオンライン形式とし、その日時については、別途協議のうえ決定する。（医師の都合により、19時開催の可能性あり）

- ④ 市において想定している研修の回数は5回程度だが、他の提案を妨げない。最終的には、本プロポーザルの実施により選定した事業者の提案内容に基づき、市と事業者で協議して決定する。

9. 端末について

システム接続用の機器は、本市で別途調達する端末の利用を想定することとし、設置するPC台数は4台とする。

10. 保守

システム運用開始後は保守契約を締結する。急患診療所において本業務が円滑に実現するための技術的サポート体制を有していることとし、障害時において復旧のため迅速に対応できるよう、急患診療所開設時間にも対応できるサポート体制を構築することとする。

診療報酬改定にかかる費用やプログラムのバージョンアップ、修正、法改正等に伴う機能修正・追加等は保守の範囲で実施すること

11. 個人情報保護

(1) 本事業の実施に当たっては、真岡市個人情報保護法施行条例、その他関係法令を順守すること。また、業務に関連して知り得た情報を第三者に漏らすことがないよう、従事する職員に徹底するとともに、情報漏えい等防止のための管理を徹底すること。

(2) 本事業により得られたデータ及び成果品は、真岡市に帰属するものとし、許可なく他に使用あるいは公表してはならない。契約期間満了後も同様とする。

12. その他

この仕様書に示されていない事項については、業務担当課と別途協議のうえ決定するものとする。